

平成30年 第12回須賀川市農業委員会総会議事録

平成30年第12回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 平成30年12月 6日(木)
- 2 招集通知日 平成30年12月 6日(木)
- 3 招集日時 平成30年12月17日(月)午後2時30分
- 4 招集場所 須賀川市役所大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員(19名)

農地利用最適化推進委員(23名)

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	車田 文彦	2	粟野 一栄	3	小枝 宏嗣	4	村上 光宏
5	和田 博文	6	遠藤 敏雄	7	古川 雅和	8	善方 春夫
9	矢部 由隆	10	高橋 純一	11	小林 伸二	12	大河原一英
13	吉田誠次郎	14	西間木幸男	15	安藤 武栄	16	上田 和一
17	味戸 一浩	18	二瓶 寿	19	佐藤 健一		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名	担当地 域名	氏名
須・浜	秋山 吉治	須・浜	佐藤 信雄	西袋	円谷 正美	西袋	佐藤栄久男
稲田	小椋 利春	稲田	有馬 勝三	小塩江	吉田 安孝	小塩江	橋本 克也
小塩江	安藤 雅裕	仁井田	斎藤 敏夫	仁井田	樽川 榮一	仁井田	影山 孝
大東	國井 美治	大東	関根 要一	大東	熊谷 聡	長沼	小林 秀巨
長沼	横川 良雄	長沼	服部 弥	長沼	松川美智夫	岩瀬	矢吹 正則
岩瀬	矢部 邦博	岩瀬	古川 守	岩瀬	齊藤 正人		

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 23名

9 欠席農地利用最適化推進委員 1名 樽川 榮一

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第6条の規定に本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号16番 上田和一農業委員と17番 味戸 一浩農業委員を指名した。

15 議 事

審議内容 別添のとおり。

16 閉 会 (午後4時40分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実と相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

平成30年12月19日

須賀川市農業委員会

会 長 (議 長)

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

平成30年 第12回総会

平成30年12月17(月)

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第63号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 佐藤主事説明

議 長 只今の説明について、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第63号「農用地利用集積計画について」異議の無い農業委員は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第63号「農用地利用集積計画について」は、計画案のとおり議決し、決定することといたします。次に、議案第64号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 戸田主幹 概略説明

農政課 佐藤主事詳細説明

議 長 只今の説明に、ご意見、質問等ありませんか。

(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第64号「農用地利用配分計画(案)に関する意見について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第64号「農用地利用配分計画(案)に関する意見(案)について」は、計画案のとおり決定する旨の意見といたします。次に、議案第65号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決

定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長 説明

受理番号第 110 号に関連ある、報告第 65 号について議長の了解を得て説明した。

議長 続いて、受理番号順に調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 96 号については、秋山推進委員から説明願います。

秋山吉治推進委員 受理番号第 96 号について、説明いたします。12 日小林農業委員と調査して参りました。貸人と借人は、親戚関係です。

菊三氏は、新規就農者であり営農するにあたり農機具等は先に購入し揃っています。今年は、JA から指導を受けきゅうり栽培に取り組んでおります。許可上特に問題はないと思われまので皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 97 号に移ります。矢吹委員から説明願います。

なお、受理番号第 100 号と第 103 号も貸人が同じく関連案件ですので併せて説明願います。

矢吹正則推進委員 受理番号第 97 号について説明いたします。12 月 12 日善方

農業委員と調査して参りました。申請人は、同地区の近所の知人の関係です。3 年前に貸人の父親が亡くなり、耕作について申請地に隣接している借り人に相談し、話しがまとまったものです。借り人は、水稻作付するとのことです。

次に、第 100 号を説明します。申請人は、同地区の近所の知人の関係です。申請地は、圃場整備もなされており作付について申請地に隣接している借り人に相談し、話しがまとまったものです。借り人は、水稻作付するとのことです。

次に 103 号も説明いたします。申請人は、同地区の知人の関係です。申請地は、圃場整備もなされており作付について申請地に隣接している借り人に相談し、話しがまとまったものです。借り人は、水稻作付するとのことです。

以上、3件とも許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 次に、受理番号第98号については、古川農業委員から報告願ひます。

7番古川雅和農業委員 受理番号第98号について説明いたします。

申請人は、親子の關係にあり親から後継者への30年の使用貸借による經營移讓するものです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしくお願ひします。

議 長 続きまして受理番号第99号に移ります。秋山推進委員から説明願ひます。

秋山吉治推進委員 11日に上田農業委員と聞取りを行って参りました、受理番号第99号について説明いたします。両申請者は、叔父と甥の關係です。申請地は、有我氏の自宅の前後に位置してます。10年目に事情により叔父に所有權を移轉したもので、今回互いの話し合いの結果申請されたものです。許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして受理番号第101号に移ります。佐藤栄久男委員から説明をお願ひします。なお、第102号も関連がありますので併せて説明願ひます。

佐藤栄久男委員 両申請者は、元々吉美根に住んでおられた方で、相続によって土地を取得していたものです。讓受人の小枝氏も水稻作付け中心の農家であり、売買による所有權の移轉申請です。売買価格も両者合意の上、何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして受理番号第104号に移ります。矢部 邦博推進委員から説明をお願ひします。

矢部邦博推進委員 受理番号第104号について説明いたします。12日に善方農業委員と申請人宅を訪ね聞取りを行いました。讓渡人泉田

氏と譲受人善方氏は、同地区で親しい関係です。申請地は、善方氏の所有する農地の隣りに位置し申請地を取得することにより効率的な作業ができ周辺農地への影響を及ぼすことは無いと思われます。泉田氏は後継者もいないため全部委託しています。贈与についても互いの話し合いにより決定し、何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして受理番号第 105 号に移ります。横川良雄推進委員から説明をお願いします。

横川良雄推進委員 受理番号第 105 号について説明いたします。譲渡人吉田節子氏と譲受人斑目一樹氏は、知人の関係です。譲受人とは、耕作地も近く農作業の効率化を図るため両者話し合いの上価格についても決定しており何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 106 号と第 107 号は、相互交換の案件ですので併せて説明願います。服部推進委員。

服部 弥推進委員 受理番号第 106 号と第 107 号について説明いたします。

9 日に聞取りを行いました。渡辺栄一氏と斎藤一夫氏は、同地区の知人の関係です。数年前から相対で互いに耕作しており、お互いの所有権を確立するため申請となったものです。

両者話し合いにより決定しており何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 108 号に移ります。佐藤信雄推進委員をお願いします。

佐藤信雄推進委員 受理番号第 108 号について説明いたします。聞取りして参りました。小野塚晶子氏と博士氏は、農地が隣り同士の関係です。この件は、申請地は譲渡人が耕作していない状態であり、譲受人博士氏が申請地の近くを耕作していたため両者話し合いの上所有権移転を決定したとのこと。何ら問題は無いかと思わ

れます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に受理番号第 109 号に移ります。秋山吉治推進委員お願いします。

秋山吉治推進委員 受理番号第 109 号について説明いたします。12 月 12 日に小林伸二農業委員と聞取りして参りました。鈴木幸子氏と鈴木孝一氏は、同地区内の知人の関係です。

譲受人が申請地を相対で長年耕作していたことから両者話し合いにより売買を決定しており何ら問題は無いかと思われま
す。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします

議長 次に受理番号第 110 号に移ります。安藤雅裕推進委員お願いします。

安藤雅裕推進委員 受理番号第 110 号について説明いたします。佐久間徳雄氏と佐久間仁氏は、同地区の知人の関係です。

申請地は、譲受人の圃場に近く農地の集約化を図り作業の効率化を高めるものです。譲受人の経営状況は資料のとおりであります。価格等も両者の話し合いにより決定しており何ら問題は無いかと思われま
す。委員の皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議長 次に受理番号第 111 号に移ります。矢部邦博推進委員お願いします。

矢部邦博推進委員 受理番号第 111 号について説明いたします。12 月 12 日に善方春夫農業委員と聞取りして参りました。譲渡人山本氏と譲受人善方氏は、隣同士の関係です。申請地は、譲受人宅の近くにあり 10 年前から借りて耕作しています。売買価格についても両者の話し合いにより決定しており何ら問題は無いかと思われま
す。委員の皆様のご審議をよろしく
お願いいたします

議長 次に、受理番号第 112 号については、古川農業委員から報告願いま
す。

7 番古川雅和農業委員 受理番号第 112 号について説明いたします。

申請人は、親子の関係にあり親がまだ元気な内に後継者へ一部贈与するものです。許可上特に問題は無いものと思われま
す。委員の皆様のご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 次の、受理番号第 113 号と第 114 号も農地の相互交換ですので併せて、佐藤栄久男推進委員から報告願います。

佐藤栄久男推進委員 受理番号第 113 号と第 114 号について説明いたします。

安藤正雄氏と吉村安寿氏は、同地区の知人の関係です。

農地の相互交換を行い、互いの耕作の利便性を高めるためのものです。両者の話合いにより決定しており何ら問題は無いかと思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、受理番号第 115 号については、松川美智夫推進委員から報告願います。

松川美智夫推進委員 受理番号第 115 号について説明いたします。12 月 14 日聞

取りと現地調査をして参りました。申請地は、一昨年前、譲渡人が取得した土地ですが管理や作業面で支障をきたしたため、申請地に隣接している石田氏に売買の相談したところ、まとまったとのこと。価格も互いの話し合いで決定し、許可上特に問題は無いものと思われます。委員の皆様の審議をよろしく願います。

議 長 只今、申請番号順について説明がありました。質問等ありませんか。
(質疑は、なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。議案第 65 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」申請どおり許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 65 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することを決定することといたします。次に、議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 戸田主幹 説明

議 長 続いて、受理番号順に調査を担当した委員の説明を求めます。説明

は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 14 号について、安藤雅裕推進委員から説明願います。

安藤雅裕推進委員 申請受理番号第 14 号について報告します。10 日に車田農業委員と現地調査を行って来ました。太陽光発電設備敷地への転用申請であります。申請地は、長年耕作放棄地状態であり農地の集団性を阻害するものではなく、土砂流出などで付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議願います。

議長 次に、受理番号第 15 号については、吉田安孝推進委員から報告願います。

吉田安孝推進委員 9 日に車田農業委員、申請者岩波氏立ち合いで現地で説明を受ける。雨水等の排水や盛土部の土砂流出は無い。ほか、農地の集団性を阻害するものではなく、付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議願います。

議長 次に、受理番号第 16 号と第 17 号については関連がありますので併せて橋本克也推進委員から報告願います。

橋本克也推進委員 申請受理番号第 16 号と第 17 号について報告します。

第 16 号について説明いたします。10 日に譲受人に電話、13 日に譲渡人橋本氏に西間木農業委員と調査を行って来ました。太陽光発電パネル設置のための申請されたものです。

申請地は、阿武隈川堤防沿いで大雨が降ると水害を受けていた土地で未耕作状態であり農地の集団性を阻害するものではなく、土砂流出なども無く付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。また、橋本氏の後継者も会社勤めで農業はやらないとのことで話しがまとまった内容です。許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議願います。

第 17 号について説明いたします。10 日に譲受人に電話、13 日に譲渡人西間木氏に西間木農業委員と調査を行いました。

申請地は、阿武隈川堤防沿いで大雨が降ると水害を受けていた土地で西間木氏も今後、耕作する考えはないとのこと。農地の集団性を阻害するものではなく、土砂流出などは無く付近の農地には影響を及ぼすことは無いものと考えられます。また、価格においても両者話合いで決定されたものであり、許可上問題は無いものと思われます。各委員の審議をお願いします。

議長 次に、受理番号第 18 号については、松川美智夫推進委員から報告願います。

松川美智夫推進委員 受理番号第 18 号について説明いたします。14、16 日に聞き取りと現地調査をして参りました。

転用目的ですが、譲受人佐々木氏は郡山市で不動産、自動車販売など行い長沼金町地内で金町工房という木工品を販売する店舗を営んでいます。その店舗用の駐車場スペースと資材置場等が不足しているため転用するための申請です。申請地は、地目は畑、現況は雑種地です。第 3 種農地と区分され農地の集団性を阻害するものは無く、周辺農地への影響を及ぼすものは無いと思われます。

価格については、高額かと思われますがお互いの話し合いで決定されたものです。以上、許可は、やむ負えないものと思われます。委員の皆様のご審議をお願いします。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

13 番吉田誠次郎農業委員 転用申請の審議資料に工期が伴うものは資料内に記載いただきたい。(要望意見)

2 番栗野一栄農業委員 受理番号第 18 号の売買価格は、地目畑で高額ではないか。また、大型バスの進入は大丈夫か。

松川美智夫推進委員 譲受人にも確認し売買価格は、お互いの話し合い合意によるものとのこと。バスの乗り入れについては、工房のお客を郡山から連れてくるマイクロバスを想定している。

9 番矢部由隆農業委員 譲渡人は金町工房の店長で申請地は店長自宅とつながっており宅地並みの価格でもあると思われます。

事務局 各申請とも受付までには、数回の修正や不明点確認など行い書類受付行っております。総会に提出している審議案件は、書類や内容上問題は無いものを提案している。

(他に質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請とおりの内容で許可相当に異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 66 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の適否決定について」申請どおり許可相当の意見を付し県に進達することといたします。次に、議案第 67 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長 説明

議長 続いて、調査を担当した委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。齋藤正人推進委員。

齋藤正人推進委員 資料記載のとおり 12 月 12 日に村上、二瓶農業と現地確認を行いました。申請地は、昭和 35 年頃に開田し当初は作付けしていたが水田には適さず減反政策で花木等を植えました。後に 30 年まえに杉・ひば等の植林を行い現在に至っています。年月が経ち、根本は 20~30 cm の太さとなり土地は山林化状態です。石井氏は、営農は全部委託しており、既に安積疏水も脱退しています。今後農地への復元は出来る状態では無いと思われます。周辺への影響は無いものと思われます。証明上問題は無いものと思われます。各委員の審議願います。

議長 只今、調査した委員から説明がありました。ご意見、質問等はございませんか。

(他に質疑は、なし)

議長 それではお諮りいたします。議案第 67 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請とおりに証明することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 67 号「現況確認証明申請の適否決定について」申請のとおり証明することといたします。

次に、報告事項に入ります。

報告第 60 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理については、3 件です。

報告第 61 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理については、6 件です。

報告第 62 号 農地改良行為工事のための届出書の受理については、1 件です。

報告第 63 号 災害復旧工事のための農地一時農地転用届出書の受理については、8 件です。

報告第 64 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の認可については、2 件です。

報告第 65 号 農地法第 3 条許可申請処分 of 取下げ願出書の受理については、1 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議は全て終了いたしました。

引き続き、協議事項に移ります。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 須田事務局長説明

17 番味戸一浩農業委員 市が認定する新規就農者（年齢も含め）の要件を明示願いたい。

事務局 市農政課から認定要件（最終決定）を確認し次回総会資料には盛り込むこととしたい。

12 番大河原一英農業委員 今まで面積要件で認定を受けられなかった事例は

あったのか。

事務局 認定を受けられなかった例は無い。今後の新規就農者を希望する者への支援であり特に野菜（特にきゅうり）を中心とした新規就農支援を想定した中身である。具体的な内容を付したい。

（他に委員から特になし）

議長 協議事項、農地法第3条第2項第5条の規定による別段面積の設定について、今回は、全委員に内容の説明を行いご理解を求め来月の総会において審議し決定することといたします。各委員におかれましては、意見や疑義等があれば事務局まで連絡願います。

議長 事務局から協議、報告事項ありましたら、お願いいたします。

事務局 農地台帳申告、農業経営意向調査用紙の送付について説明。

議長 これにて、平成30年第12回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。